

現行	改正案
<p>【1 頁】</p> <p>I 基本方針策定の趣旨</p> <p>わが国においては、平成 15 年に「食品安全基本法」が制定され、生産者・食品等事業者・行政の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食品の安全性確保の措置は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識に立って行わなければならないこと、また、必要な措置が農林水産物の生産から販売に至る一連の食品供給行程の各段階において適切に講じられること等が基本理念として掲げられました。</p> <p>本市は、食品安全基本法の基本理念を踏まえ、食品の安全性確保に向けた実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年に「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」を策定し、市民の食生活を取り巻く様々な事件や問題に迅速に対処してまいりました。</p> <p>平成 30 年に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布されたことを受け、今後も引き続き、広域化・国際化する食品の安全性確保に向けて、国や宮城県等との連携はもとより、消費者、生産者、食品等事業者とのリスクコミュニケーションを一層図りながら、市民の負託に応えてまいります。</p> <p style="text-align: right;">令和元年 12 月改訂</p>	<p>【1 頁】</p> <p>I 基本方針策定の趣旨</p> <p>わが国においては、平成 15 年に「食品安全基本法」が制定され、生産者・食品等事業者・行政の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食品の安全性確保の措置は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識に立って行わなければならないこと、また、必要な措置が農林水産物の生産から販売に至る一連の食品供給行程の各段階において適切に講じられること等が基本理念として掲げられました。</p> <p>本市は、食品安全基本法の基本理念を踏まえ、食品の安全性確保に向けた実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年に「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」を策定し、市民の食生活を取り巻く様々な事件や問題に迅速に対処してまいりました。</p> <p>その後も、食生活の多様化、食品流通のグローバル化など、食品を取り巻く環境の変化を背景に、市民の食の安全に対する関心は年々高まっており、これまで積み重ねてきた経験をもとに、市民の健康の保護を最優先に考えた施策が必要です。</p> <p>この基本方針では、基本理念及び施策を推進する「3つの視点」、関係者（行政、生産者・食品等事業者、消費者）の責務と役割、並びに本市がこの基本方針を具体的に実現していくための施策を体系化して示しています。</p> <p style="text-align: right;">令和 3 年 12 月改訂</p>

【2 頁】

II 基本理念

食品の安全性確保は、すべての市民が健康で豊かな生活を営む上で必要不可欠なものです。(中略) また、消費者が自主的かつ合理的に食品を選択できる機会が確保されることにより、市民の信頼が最大限に確保されるよう食品の安全性確保に取り組めます。

(省略)

新設

【2 頁】

II 基本理念

食品の安全性確保は、すべての市民が健康で豊かな生活を営む上で必要不可欠なものです。(中略) また、消費者が自主的かつ合理的に食品を選択できる機会が確保されることにより、市民の信頼が最大限に確保されるよう食品の安全性確保に取り組めます。

(省略)

【SDGs と各施策の関係】

SDGs は誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた国際目標であり、本市においても「仙台市 SDGs 推進方針」を定め、各種施策の共通理念に掲げています。

この基本方針との関連のある SDGs の目標は次のとおりです。



■目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

■目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

■目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

■目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する

■目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パ

仙台市食品の安全性確保に関する基本方針 新旧対照表

	ートナーシップを活性化する
現行	改正案
<p>【4 頁】 IV 施策の体系 本市は、食品の安全性確保に向けた施策を実効性あるものとするために、施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>省略</p> <p>【6 頁】 1 生産者、食品等事業者の自主管理の推進 省略 1 生産者の自主管理の推進 施策 1-1-1 農薬の使用履歴の記録の促進 【農業振興課】 省略 2 食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の支援 施策 1-2-1 HACCPに沿った衛生管理の支援 【食品監視センター・各区衛生課・食肉衛生検査所】 省略 3 食品等事業者の自主管理の推進 流通拠点（中央卸売市場、食肉市場）における自主管理 施策 1-3-1 中央卸売市場の整備 【中央卸売市場管理課】 省略</p> <p>・・・(以下省略)</p>	<p>【4 頁】 IV 施策の体系 本市は、食品の安全性確保に向けた施策を実効性あるものとするために、施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進します（各施策の担当課は別紙のとおりです）。</p> <p>省略</p> <p>【6 頁】 1 生産者、食品等事業者の自主管理の推進 省略 1 生産者の自主管理の推進 施策 1-1-1 農薬の使用履歴の記録の促進 省略 2 食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の支援 施策 1-2-1 HACCPに沿った衛生管理の支援 省略 3 食品等事業者の自主管理の推進 流通拠点（中央卸売市場、食肉市場）における自主管理 施策 1-3-1 中央卸売市場の整備 省略</p> <p>・・・(以下省略)</p>

仙台市食品の安全性確保に関する基本方針 新旧対照表

現行	改正案
<p>【12 頁】 施策 3-2-1 食品が関係する健康被害情報の収集と集約 NESFD（食中毒調査支援システム）や消費者庁による消費者事故情報などを活用し、情報収集に努め、衛生課窓口で受け付ける健康被害情報とあわせ、被害情報を迅速に集約します。</p>	<p>【12 頁】 施策 3-2-1 食品が関係する健康被害情報の収集と集約 厚生労働省や消費者庁が発信する健康被害情報等の情報収集に努め、衛生課窓口で受け付ける情報とあわせ、本市の健康被害情報を迅速に集約します。</p>
<p>【13 頁】 施策 4-1-2 仙台市食品安全対策協議会の開催 学識経験者、食品等事業者、消費者の委員で構成する協議会を設置し、食品の安全性確保に関する施策等について提案を受けるなど情報、意見交換を行い、相互理解を深めながら食品の安全性確保体制を推進します。</p>	<p>【13 頁】 施策 4-1-2 仙台市食品安全対策協議会の開催 学識経験者、食品等事業者、消費者等の委員で構成する協議会を設置し、食品の安全性確保に関する施策等について提案を受けるなど情報、意見交換を行い、相互理解を深めながら食品の安全性確保体制を推進します。</p>
<p>【18 頁】 2 食品による危害発生時等の国、他の自治体との連携、NESFDの活用 大規模食中毒発生時、広域流通食品や輸入食品の違反発見時には、東北広域連携協議会やNESFDを活用するなど、国や関係自治体と連絡及び情報交換を緊密に行い、被害及び流通の拡大防止を図ります。</p>	<p>【18 頁】 2 食品による危害発生時等の国、他の自治体との連携、大規模食中毒発生時、広域流通食品や輸入食品の違反発見時には、東北広域連携協議会等により国や関係自治体と連絡及び情報交換を緊密に行い、被害及び流通の拡大防止を図ります。</p>
<p>【20 頁】 用語の解説 （五十音順）</p>	<p>【20 頁】 用語の解説 （五十音順）</p>
<p>【N】 ●NESFD(食中毒調査支援システム(National Epidemiological Surveillance of Foodborne Disease)) 平成22年4月、厚生労働省により、食中毒事件の早期探知、迅速な原因</p>	<p>削る</p>

仙台市食品の安全性確保に関する基本方針 新旧対照表

<p>究明及び被害拡大防止体制の整備を図ることを目的として構築された国と自治体の情報共有システムです。食中毒調査に関連した情報の共有、提供等を行う機能などがあります。</p>	<p>【S】</p> <p>●SDGs（持続可能な開発目標）</p> <p>2015年9月、ニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2030年に向けた国際社会全体の行動計画が採択されました。この行動計画の中で掲げられた17の目標が「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」です。</p> <p>2016年12月に国が作成した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励し、SDGs達成に向けた取り組みを促進することとしています。</p>
---	---